

ストーカー犯罪報道から考えるメディア・リテラシー

－「みだりにうろつく」のは誰か－

宿利由希子（京都精華大学）

1. はじめに

我々は日々マスメディアをとおして大量の情報を入手し、マスメディアが用いる表現から個人や団体の存在を認識する。たとえば、「女性宅周辺をみだりにうろついた」として男性がストーカー犯罪で逮捕されたという新聞記事を見つけたとする。我々読者は、この男性がただ道に迷っただけなのか、女性宅の場所を知ったうえで周辺をうろろうしていたのか、真実を知らないにもかかわらず、「みだりにうろついた」という悪印象を伴う表現から、この被疑者¹を自動的にストーカー犯罪者と認識することになる。「殺人」や「強姦」など、戦争以外なら文脈にかかわらず行為自体が一般的に犯罪とみなされるものと異なり、ストーカー犯罪の多くは「家の近くを歩く」「メールを送る」「告白する」といった、日常的に行われる行為が文脈次第で犯罪となる。そのため、言動をどのように表現するかによって、情報受信者の被疑者に対する印象が左右される可能性がある。

では、「みだりにうろついた」のような悪印象を伴う表現の使用は、被疑者が犯罪行為を行った確実性の高さに起因するのであるか。このような疑問を背景に、本研究は、ストーカー関連犯罪についての報道で被疑者の言動を表すのに用いられる「つきまとう」「うろつく」「押しかける」「送りつける」などの、悪印象を伴う表現の使用要因を探る。辞書²において、これらの表現はそれぞれ「いつもそばに付き従う」「目的もなくあちこち歩き回る」「招かれぬのに、かっけてに出向いていく」「先方に送り届ける」という意味を持つとされる。行為自体は犯罪者以外でも取りうるものだが、いずれも悪印象を伴う表現であるため、このような表現で書き表された行為者は犯罪者として受け取られる可能性が高いと考えられる。特に「つきまとう」「うろつく」「押しかける」は「ストーカー規制法」³で「つきまとい等」の行為とされている。

情報化が進む現代において、「メディアを社会的文脈でクリティカルに読み解き主体的に使いこなすことのできる力（鈴木 1997）」、すなわち「メディア・リテラシー」の向上が重要な課題となっている（Masterman 1985）。一方、日本語社会におけるマスメディア報道が、個人や団体の言動を表すのに特定の印象を抱かせる表現を用いるという事は、非日本語話者の英語インタビューの和訳記事に関する役割語研究（太田 2009）や、選挙報道を扱った批判的談話研究（名嶋 2018）などですでに明らかにされている。本研究は、犯罪報道においても個人の言動を表すのに特定の印象を抱かせる表現が恣意的に用いられることを示し、日本語社会におけるメディア・リテラシー向上のための材料を提供するものである。

2. 調査概要

調査では、まず「朝日新聞デジタル」⁴を用い、「ストーカー」を検索語として閲覧可能な2014年10月～2019年10月のストーカー関連記事493本を収集した。朝日新聞を用いたのは、発行部数が読売新聞に続いて2番目に多いことに加え、他社より記事の保存期間が長くデータが収集しやすいためである。493本から、ストーカー規制法の内容を説明する記事や同法違反件数の増減に関する記事、犯罪傾向に関する記事などを除いたところ、被疑者の言動を具体的に示している記事は49本であった。次に、これら49本の記事で用いられた被疑者の言動を示す動詞および動詞句90種（計207個）を、「つきまとう」「つきまとい行為をする」「つきまとい行為を繰り返す」「つきまといをする」「うろつく」「押しかける」「送りつける」という悪印象を伴う7種の動詞および動詞句（以下、悪印象表現）と、「電話をかける」「投函する」などの客観的に行為を表現する動詞および動詞句に二分した。さらに、悪印象表現の使用と、被疑者の年齢、性別、職業、容疑お

¹ 被疑者とは警察が犯人であると認める者を指す（警視庁「刑事手続きの流れ」[<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/sodan/shien/hanzai2.html>] 2019年12月16日最終確認）。本研究では、不起訴となった者、捜査が検察に渡り厳密には「被告人」と呼ばれる者も便宜上被疑者と呼んでいる。

² 辞書として『デジタル大辞泉コトバンク（小学館）[<https://kotobank.jp/dictionary/daijisen/>]2020年1月7日最終確認』を用いている。

³ 警視庁「ストーカー規制法」[<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/kurashi/higai/dv/kiseho.html>]2019年9月25日最終確認

⁴ 「朝日新聞デジタル」[<https://www.asahi.com>]2019年12月30日最終確認

よび警察の執行内容、被疑者が犯行を是認しているか否かなどの項目との関連を統計的に分析した。

3. 調査結果と考察

調査の結果、記事単位で見ると、被疑者がストーカー規制法違反以外の容疑で逮捕または指名手配されたという記事、被疑者が警察職員または職業不明の記事では、悪印象表現が使われない場合が多くなることがわかった。一方、表現単位で見ると、被疑者が犯罪行為を行った確実性の高さにかかわらず、悪印象表現が恣意的に用いられていることが明らかになった。悪印象表現が使用されない記事では、「しつこく復縁を迫る」「駐車場で、計8回にわたり同じ女性を待ち伏せる」「訪問する」「送り続ける」などの代替表現が観察された。以下、記事単位、表現単位の順に詳しく述べる。

3.1 悪印象表現使用記事と不使用記事

49本の記事のうち、悪印象表現が1つ以上使用された記事は26本、悪印象表現がまったく使用されなかった記事は23本であった。このことから、同じストーカー関連報道記事であっても、悪印象表現をまったく用いない記事が半数近く存在する一方、1本の記事に複数の悪印象表現が使用される記事もあることがうかがえる。クラメールの連関係数を求めた結果、悪印象表現の使用記事／不使用記事と、容疑および警察の執行内容との関連は弱いこと ($V=0.293$)、悪印象表現の使用記事／不使用記事と、被疑者の職業との間にはある程度の関連が見られること ($V=0.321$) が明らかとなった。悪印象表現の使用／不使用の記事本数を、容疑および警察の執行内容別 (表1参照) と、被疑者の職業別 (表2参照) に示す。表1、2から、被疑者がストーカー規制法違反以外の容疑で逮捕または指名手配されたという記事、警察職員または職業不明の被疑者の記事では、悪印象表現が使われない場合が比較的多くなることがわかる。

表1 ストーカー犯罪報道記事49本における悪印象表現の使用／不使用と容疑および警察の執行内容

	ストーカー規制法違反で逮捕	ストーカー規制法違反で警告/書類送検のみ	他の容疑で逮捕/指名手配	計
使用記事	13本	5本	8本	26本
不使用記事	5本	7本	11本	23本

表2 ストーカー犯罪報道記事49本における悪印象表現の使用／不使用と被疑者の職業

	会社員	警察関係	アルバイト	不定・無職	不明	その他	計
使用記事	6本	4本	2本	5本	4本	5本	26本
不使用記事	3本	5本	0本	2本	7本	4本	23本

3.2 悪印象表現の使用

観察された動詞・動詞句207個のうち悪印象表現は48個で、「つきまとう」は17個、「つきまとい行為をする」は10個、「うろつく」は5個、「押しかける」は9個、「つきまとい行為を繰り返す」と「送りつける」はそれぞれ3個、「つきまといをする」は1個であった。

悪印象表現を含む207個の動詞および動詞句の使用と、被疑者の年齢、性別、職業、容疑および警察の執行内容、被疑者が犯行を是認したか否かなどの項目との関係について、クラメールの連関係数を求めた。その結果、いずれの項目も悪印象表現の使用との関連は弱いことが明らかとなった (順に $V=0.175$, $V=0.196$, $V=0.215$, $V=0.287$, $V=0.293$)。比較的関連の強かった犯行の是認／否認に関する悪印象表現の使用個数内訳を表3に、悪印象表現別の使用内訳を表4に示す。表3を見ると、部分的是認の場合悪印象表現の使用率が高くなっているが、是認、否認、不明の場合はいずれも不使用率が高い。また表4を見ると、被疑者が容疑を否認している場合でも、悪印象表現が用いられていることがわかる。以上の結果から、被疑者が犯罪行為を行った確実性の高さにかかわらず、悪印象表現が恣意的に用いられていることが明らかになったと言える。

表3 悪印象表現の使用／不使用と犯行を是認したか否かの関係

	是認	部分的是認	否認	不明
悪印象表現個数	26個(26.5%)	8個(66.7%)	3個(20.0%)	11個(13.4%)
非悪印象表現個数	72個(73.5%)	4個(33.3%)	12個(80.0%)	71個(86.6%)
計	98個(100.0%)	12個(100.0%)	15個(100.0%)	82個(100.0%)

表4 悪印象表現の使用内訳

	被疑者年齢	被疑者性別	被疑者職業	容疑および警察の執行内容	容疑是認/否認
つきまとう (17個)	10代(1個) 20代(5個) 30代(1個) 40代(4個) 50代(4個) 不明(2個)	男性(11個) 女性(6個)	会社員(7個) 不定/無職(3個) 不明(2個) アルバイト(1個) 警察職員(1個) その他(3個)	ストーカー規制法違反で 逮捕(12個) 他の容疑で逮捕/指名手配 (5個)	是認(9個) 部分的に是認 (3個) 不明(3個) 否認(2個)
つきまとい行為を する(10個)	20代(1個) 30代(1個) 40代(4個) 50代(4個)	男性(9個) 女性(1個)	不定/無職(3個) アルバイト(2個) 警察職員(2個) 会社員(1個) 不明(1個) その他(1個)	ストーカー規制法違反で 逮捕(5個) 他の容疑で逮捕/指名手配 (4個) ストーカー規制法違反で 警告/書類送検のみ(1個)	是認(5個) 不明(3個) 部分的に是認 (2個)
つきまとい行為を 繰り返す(3個)	30代(1個) 50代(2個)	男性(3個)	警察職員(2個) 不定/無職(1個)	ストーカー規制法違反で 警告/書類送検のみ(2個) ストーカー規制法違反で 逮捕(1個)	不明(2個) 是認(1個)
つきまといをする (1個)	50代(1個)	男性(1個)	警察職員(1個)	ストーカー規制法違反で 逮捕(1個)	否認(1個)
うろつく (5個)	20代(1個) 30代(1個) 40代(3個)	男性(4個) 女性(1個)	不定/無職(3個) 会社員(2個)	ストーカー規制法違反で 逮捕(5個)	是認(4個) 否認(1個)
押しかける (9個)	20代(1個) 30代(4個) 40代(2個) 50代(2個)	男性(8個) 女性(1個)	不定/無職(4個) 会社員(2個) その他(3個)	ストーカー規制法違反で 逮捕(5個) ストーカー規制法違反で 警告/書類送検のみ(4個)	是認(4個) 部分的に是認 (3個) 不明(2個)
送りつける (3個)	40代(1個) 50代(2個)	男性(3個)	会社員(2個) その他(1個)	ストーカー規制法違反で 逮捕(2個) ストーカー規制法違反で 警告/書類送検のみ(1個)	是認(2個) 不明(1個)

3.2 代替表現の使用

では、ストーカー関連報道記事49本において、悪印象表現が使われなかった記事では代わりにどのような表現が用いられているのであろうか。

悪印象表現が使用されなかった23本の記事を観察した結果、「しつこく復縁を迫る」「駐車場で、計8回にわたり同じ女性を待ち伏せる」「訪問する」「送り続ける」などの具体的なかつ客観的な表現が使われる場合があることがわかった。これらはそれぞれ「つきまとう」「うろつく」「押しかける」「送りつける」に置き換えることが可能であり、悪印象表現の代替表現と考えることができよう。次の(1)～(4)に、代替表現の実際の使用例を、報道された年月日、被疑者の年齢・性別、職業、容疑および警察の執行内容、容疑を是認したか否かとともに示す(下線は引用者による)。

- (1) 知人の女性に対し、無料通信アプリ「LINE」を通じてしつこく復縁を迫ったなどとして、愛知県警は15日、県警中村署地域課の巡查、[個人名]容疑者(23)をストーカー規制法違反の疑いで逮捕し、発表した。

[朝日新聞2018年11月15日報道, 20代女性, 警察職員, ストーカー規制法違反で逮捕, 認]

- (2) 県警監察課によると、男性巡查長は昨年8月、同県内の店舗で20代の女性従業員のスカート内を隠し撮りしたうえ、昨年8月～今年1月に同じ店舗の駐車場で、計8回にわたり同じ女性を待ち伏せるなどのストーカー行為をした疑いがある。

[朝日新聞2017年2月9日報道, 30代男性, 警察職員, ストーカー規制法違反で書類送検, 容疑是認/否認不明]

- (3) 女性が出なかったため、鹿児島から車で上京し、事件前日の24日朝、東京都中野区の女性宅を訪問した。

- (4) [個人名]は, 甲府地家裁都留支部長だった 08 年 2~3 月に女性にメールを送り続けたとして同法違反の罪に問われ, 懲役 6 カ月執行猶予 2 年とした甲府地裁判決が確定した.

[朝日新聞 2016 年 6 月 8 日報道, 年齢不詳男性, 裁判所職員, ストーカー規制法違反で逮捕, 是認/否認不明]

第 3.1 節で述べたとおり, 被疑者がストーカー規制法違反以外の容疑で逮捕または指名手配されたという記事, 警察職員または職業不明の被疑者の記事では, 悪印象表現が使われない場合が多い. 上の(1)~(3)はまさにこのことを示す例と言える. (4)の被疑者は警察の職員ではないが, 裁判所職員であり, 警察関係者と考えられることができる. 犯罪報道の多くは警察発表をそのまま用いると予想されるが, 被疑者が警察関係者の場合悪印象表現が避けられるという事実は, 警察発表に身内意識が影響を与えている可能性をも感じさせる.

4. まとめ

本研究では, ストーカー関連犯罪についての報道で被疑者の言動を表すのに用いられる「つきまとう」「うろつく」「押しかける」「送りつける」などの, 悪印象表現の使用要因を探った. 調査の結果, 記事単位で見ると, 被疑者がストーカー規制法違反以外の容疑で逮捕または指名手配されたという記事, 警察職員または職業不明の被疑者の記事では, 悪印象表現が使われない場合が多くなることがわかった. 一方, 表現単位で見ると, 被疑者が犯罪行為を行った確実性の高さにかかわらず, 悪印象表現が恣意的に用いられていることが明らかとなった. 悪印象表現が使用されない記事では, 「しつこく復縁を迫る」「駐車場で, 計 8 回にわたり同じ女性を待ち伏せる」「訪問する」「送り続ける」などの代替表現が観察された.

放送法第 4 条 (情報通信振興会) には, 「報道は事実をまげないですること」と定められており, 報道機関は事実を伝えることが求められる. しかしながら, 本調査の結果, 同様の容疑および警察の執行に関する記事であっても, 悪印象表現が使われる場合と使われない場合があることがわかった. 特に警察職員が被疑者の場合, 記事にまったく悪印象表現が使われないというケースも見られ, 恣意的な悪印象表現の使用実態が認められた. 犯罪報道では警察による発表をそのまま記事にすることも多いと考えられるが, 報道機関が使用する表現によって被疑者に対する読者の印象が結果的に左右されるとすれば, 報道機関も情報操作に加担していると言わざるを得ない.

メディア・リテラシーや情報操作に関する研究では, たとえば嘘をつく, ある情報を誇張する, あるいは矮小化するというように, 情報の内容自体を変えてしまう情報操作の実験的研究が主になされてきた (たとえば川上 1994). これに対し, 犯罪報道において特定の印象を抱かせる表現が恣意的に用いられることを示した本研究の結果は, 日本語社会が言語的側面から情報操作の影響を受けやすい社会である可能性を示唆するものである. 世界的に, 日本は新聞や雑誌等のメディアに対する信頼度が他国に比べて高いことが報告されている⁵. 本研究の知見が, 日本語社会において, 報道をただ鵜呑みにすることなく, クリティカルに読み解く力を育てるための一歩となることを期待する.

参考文献

- 一般財団法人情報通信振興会「放送法第 4 条」[<https://dsk.or.jp/dskwiki/index.php>] 2020 年 1 月 3 日最終確認
川上和久 (1994). 情報操作のトリック その歴史と方法 講談社現代新書.
太田真希恵 (2009). ウサイン・ボルトの“I”は,なぜ「オレ」と訳されるのか—スポーツ放送の「役割語」 放送研究と調査 56-73.
Masterman, L. (1985). *Teaching the media*. [マスターマン, L. (著) 宮崎寿子 (2010 訳) メディアを教える—クリティカルなアプローチへ 世界思想社]
名嶋義直 (2018). 批判的談話研究をはじめ ひとつじ書房
鈴木みどり (1997). メディア・リテラシーとは何か 鈴木みどり (編) メディア・リテラシーを学ぶ人のために 世界思想社, 2-22.

⁵ 世界価値観調査 (World Values Survey [<http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp>] 2019 年 10 月 7 日最終確認) によると, 日本では 7 割以上の回答者が新聞, 雑誌等を信頼している.